

令和元年度(2019年度)山口県立豊浦高等学校部活動運営方針

1 目 的

- (1) 山口県「運動部活動の在り方に関する方針」(平成31年(2019年)3月)、同「文化部活動の在り方に関する方針」(令和元年(2019年)8月)、本校の校訓三綱「至誠一貫、進取向上、自治協同」および本校の教育目標「文武一徳」に基づき、学校教育の一環として、学習とスポーツ、文化および科学等の諸活動との両立に励み、自己実現を目指す。
- (2) 心技体の各能力、自己理解能力、自己肯定感を高めるとともに、生徒・教師・同窓生・地域住民等と望ましい人間関係を構築し、豊高生らしい自他を尊重する態度、責任感、社会性の向上を図る。
- (3) 部活動のあらゆる場面を通じて、進学も部活動も元気な、地域から愛され信頼される豊浦の実現を図る。

2 活動内容

(1) 運営

- ① 部活動は、部活動顧問(部活動指導員および外部指導者を含む。)、学級担任および保護者等が連携し、円滑な運営を進める。
- ② 部活動全体を円滑に推進するため、校内に部活動総顧問を置く。部活動総顧問は必要に応じて部活動顧問会議等を開催し、部活動顧問同士の情報共有、研修および課題解決に努める。
- ③ 生徒会役員会(執行部)は必要に応じて部活動評議会および委員総会を開催し、努力目標の共有および課題解決に努める。
- ④ 部活動顧問は、必要に応じて部活動保護者会の開催や部活動通信の発行等を行い、部活動顧問と保護者による部活動の円滑な運営について共通理解を図る。
- ⑤ 部活動顧問は指導にあたり、体罰等の不適切な指導がないよう徹底する。

(2) 活動

- ① 部活動は、この運営方針、各部の活動方針および活動計画に沿って行う。
- ② 活動計画は、概ね翌月が始まる1週間前までに部活動顧問が作成し、生徒及び保護者に周知する。
- ③ 部活動は、原則として部活動顧問の監督下で行う。部活動顧問が出張等で不在の場合は、責任の所在を明確にする。
- ④ 部活動顧問は安全管理に十分配慮し、事故防止を徹底する。事故等が発生した場合は直ちに適切な処置を講じる。
- ⑤ 使用する設備の点検、清掃、施錠およびこれに関する指導等は、部活動顧問が行う。

(3) 入部・退部・転部

- ① 入部は任意(希望制)とする。しかし、本校の教育目標および部活動の目的に則り、積極的な入部が望ましい。
- ② 入部を希望する生徒は、部活動顧問および家庭と話し合った後、学級担任から入部届を受け取り、保護者の承諾の上、部活動顧問へ提出する。
- ③ 転・退部を希望する生徒は、部活動顧問、関係教員および家庭と話し合った後、学級担任から退部届を受け取り、保護者の承諾の上、部活動顧問へ提出する。

(4) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、原則として学期中の平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、学習時間の確保に努める。
但し、競技特性や大会シーズン等により原則を超える場合も、可能な限り学習時間の確保に努める。

② 定期考査の時間割発表日から終了前日までの部活動は、原則として1時間程度とし、学習時間の確保に努める。

但し、大会前等で1時間を超える活動時間が必要な場合は、部顧問は校長の許可を得て最低限の時間延長をすることができる。

(5) 休養日

① 学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日は土日とするよう努める。

但し、必要に応じて週当たり1日以上 of 休養日とすることができる。その際は、生徒の健康状態に十分配慮するとともに、他の期間において適切な休養日の設定に努めることとする。

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中も学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 その他

(1) 各部員は、文武両道を永年実践してきた豊浦の生徒として品格と誇りを持ち、一人ひとりが豊浦の新しい歴史のパイオニアとして自覚ある行動を心がける。

(2) 地域社会との信頼関係を構築するため、地域貢献活動に積極的に取り組む。

4 施行期日

この方針は、令和元年(2019年)8月27日から施行する。